

## 札幌市生涯学習センター貸室予約システム構築業務 公募型企画競争提案説明書

### 1 業務名

札幌市生涯学習センター貸室予約システム構築業務

### 2 本書の目的

本書は、上記業務の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 3 業務内容

別紙「札幌市生涯学習センター貸室予約システム構築業務 仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり。  
なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で一部変更する場合がある。

### 4 業務委託期間

契約締結日から令和7年8月31日(日)まで。

### 5 事業規模(契約限度額)

15,000,000 円(消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする。

上記の金額は事業規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

### 6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公益財団法人札幌市生涯学習振興財団契約規則第4条2項及び3項に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

### 7 企画提案を求める事項

- (1) 業務遂行能力に関すること。
- (2) 仕様書の項目について、それぞれ効果的かつ具体的な手法。

### 8 契約候補者の選定方法

#### (1) 審査

札幌市生涯学習センター貸室予約システム構築業務企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という)において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1者を選定する。なお、企画提案者が4者以上となった場合、下記の審査基準により、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定する。

#### (2) 審査基準

下表のとおり。

#### (3) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

(4) 採点が同点の場合の取扱

同点の企画提案者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(5) 企画提案者が1者であった場合

最低基準点(満点の6割)を超えた場合に限り契約候補者として選定する。

【書類審査及びプレゼンテーション審査共通基準】

A 業務遂行能力【30点】

審査項目と配点	審査の視点
①計画性(10点)	本業務が適切かつ円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。 また、委託者と緊密な打合せを行いながらシステムを構築する体制があるか。
②執行体制(10点)	業務の効果的な遂行にあたり必要となる、専門性を有した人材の登用と十分な人員配置が予定されているか。
③類似業務の実績(10点)	委託業務の実行力を示す類似業務の実績及びノウハウを有しているか。

B 企画提案内容【70点】

審査項目と配点	審査の視点
①デザイン(15点)	利用者及び管理者(委託者)が、目的の情報を見つけやすいデザイン・レイアウト・階層構成となっているか。
②機能要件(30点)	仕様書に記載する各項目を実装しているか。
③操作性(20点)	利用者にとって予約操作が、また管理者にとって予約受付・審査・承認・帳票出力業務等が、それぞれ容易に行える操作性があるか。
④セキュリティ(5点)	利用者の個人情報の漏えいが起こらないセキュリティ体制及び想定される脅威・リスクへの対策が取られているか。

9 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

ア 質問書 …様式1

イ 企画提案書鑑 …様式2

ウ 企画提案者概要 …様式3

(2) スケジュール

ア 質問の受付

令和6年8月26日(月)17:00まで

・質問書(様式1)に、要旨を簡潔にまとめて提出すること。

- ・提出方法は質問書(様式1)を PDF データ化し、電子メールにて送付すること。提出先メールアドレスは本書末尾に記載する。
- ・電子メールのタイトルは「札幌市生涯学習センター貸室予約システム構築業務」とする。
- ・質問の回答は、令和6年9月2日(月)17:00ごろ、当センター公式ホームページ上にて行う。なお、質問を行った者の社名等は公開しない。
- ・受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

#### イ 企画提案書の受付

令和6年9月12日(木) 17:00 まで

- ・企画提案書鑑(様式2)、企画提案者概要(様式3)、企画提案書(様式任意)、業務費内訳書(積算書。様式任意)を提出すること。
- ・提出方法は、電子データを電子メールで送付するとともに、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付(締切日必着)又は持参(休館日を除く 9:00~17:00)すること。
- ・提出書類に不備や不足がある場合は受け付けない。

#### ウ 書類審査の実施

令和6年9月13日(金)を予定

- ・企画提案者が4者以上となった場合に限り実施する。
- ・上位3者までの企画を選定し、選定後数日以内に全ての企画提案者に結果を通知する。

#### エ プレゼンテーション審査の実施

令和6年9月30日(月)、10月2日(水)、3日(木)のいずれかを予定

- ・企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。
- ・開始日時や場所は、別途企画提案者と協議して決定する。
- ・審査は、1者あたり 30 分間(企画提案書に基づくプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)を想定し、順次個別に行うものとする。
- ・審査への出席は3人以内とし、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施すること。なお、当日は委託者が所有するプロジェクターとスクリーンを用いた説明を行うことができるが、プロジェクター、スクリーン及び HDMI ケーブル以外の備品については企画提案者が持参すること。
- ・審査の公正を期すため、企画提案者名を述べることは認めない。
- ・プレゼンテーション審査に出席しない企画提案者の応募は無効とする。
- ・プレゼンテーション審査は、原則対面形式で行う。ただし、自然災害など、委託者がやむを得ないと認める場合には、オンライン形式での実施を認めることがある。

#### オ 審査結果通知

令和6年10月3日(木)ごろを予定

- ・審査の結果は、全ての企画提案者に対し、文書により通知する。
- ・審査の過程については公表しない。
- ・審査結果に対する質問は通知日から起算して 10 日間までの期間に受け付ける。連絡方法は電子メールとする。回答は質問者に対して個別に行う。

#### カ 契約手続き

令和6年10月16日(水)ごろを予定

- ・本業務の委託契約は、上記審査により選定された企画提案者(以下「契約候補者」という。)の提案を基に、契約候補者と委託者との協議・調整を行い確定した仕様書に基づき、契約候補者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、契約候補者に別途通知する。
- ・契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた企画提案者を契約候補者とする。ただし、次点の評価を受けた企画提案者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

## 10 提出書類及び留意事項

### (1) 提出書類

- ・企画提案書鑑(様式2) 正本1部
- ・企画提案者概要(様式3) 正本1部
- ・企画提案書(様式任意) 正本1部、副本7部
- ・業務費内訳書(積算書。様式任意) 正本1部

### (2) 提出期限

令和6年9月12日(木) 17:00 (必着)

### (3) 提出書類の作成に係る留意事項

- ① 企画提案書はA4判(縦・横不問)とし、20 ページ以内で両面印刷したものとする。
- ② 企画提案書にはページ番号を付すこと。
- ③ 企画提案書はカラー印刷でも構わない。その場合、正・副本ともカラー印刷で提出すること。
- ④ 業務費内訳書は積算の内訳がわかるように記載すること。なお、当該積算額は契約候補者との契約額を確定するものではない。
- ⑤ 審査の公正を期すため、副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画提案者を特定できる表示を付さないこと。

## 11 その他留意事項

- (1) 本企画競争への参加にかかる一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない(軽微な修正は除く)。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 委託者が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 企画提案者は、本件企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を委託者が利用することを許諾することとする(複製の作成など)。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めにより、公開される場合がある。
- (9) 企画提案者は、当センターが提供する情報を本企画競争の提案に係る以外の用途で使用してはならない。
- (10) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

## 12 企画提案書等提出先・問い合わせ先

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

札幌市生涯学習センター指定管理者 公益財団法人札幌市生涯学習振興財団

担当:施設課 佐藤・高野名(たかのな)

電話 011-671-2200 ファクス 011-671-2233 E-mail [shisetsu2-chieria@slp.or.jp](mailto:shisetsu2-chieria@slp.or.jp)